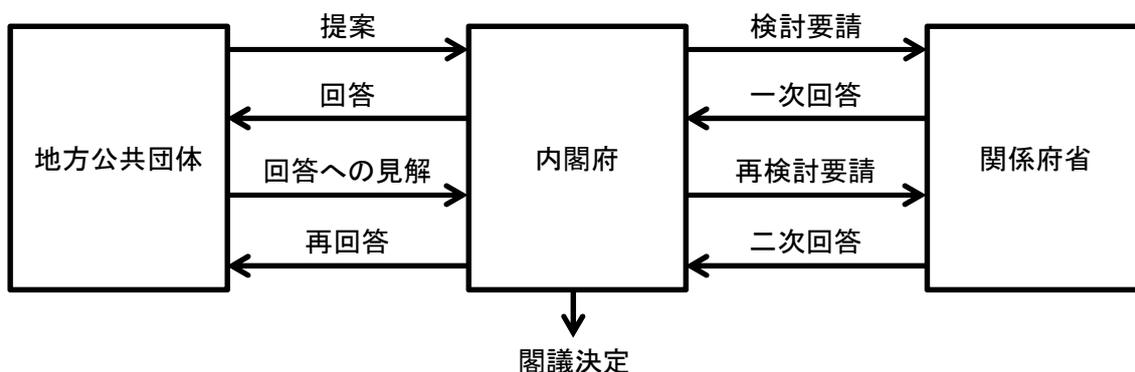


地方分権改革に関する地方公共団体からの提案について

1. 地方分権改革に関する提案募集の概要

- 地方の個性を生かした自立的な地域づくりを推進するため、平成26年度以降、地方分権改革に関する提案を広く募集し、その実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入。
- 毎年、都道府県・市区町村等から、「地方公共団体への事務・権限の移譲」、「地方に対する規制緩和」に関する提案を内閣府において受け付け、関係府省と調整を行う。
- 特に重要と考えられる提案については、内閣府の有識者会議において調査・審議を行いつつ検討を進め、年末までに提案に関する対応方針を閣議決定する。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

(提案募集のプロセス)



2. 平成29年度の提案について

- 「文化財保護に関する事務の所管」について、鳥取県・山口県・徳島県及び大分県より、教育委員会と首長部局の選択性を可能とする制度改正を求める提案がなされた。
- 各県からの提案概要等は別紙参照。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保護行政の所管組織の選択制

提案団体

鳥取県、山口県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣官房、文部科学省

求める措置の具体的内容

現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。

具体的な支障事例

- ・平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。
- ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。
- ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。
例)・テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ)
- ・文化財を核としたまちづくりの推進
- ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など
- ・鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・地方の魅力や産業の付加価値を生み出す拠点として地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資源である文化財の保護・保存、活用までを、学術的価値を十分に踏まえた上で、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、既存の文化行政の枠組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。
- ・また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするため、首長部局が文化財行政も所管できるようにすることが必要である。
- ・なお、首長部局において文化財の保護と活用の両面を実施することにより懸念される、保護の側面が後退しないよう、文化財の保護等の学術的側面に明るい専門家を職員として配置するとともに、現在、教育委員会に条例の定めるところにより設置することができる、とされている「地方文化財保護審議会」について、首長部局への移管の際は必置のものとする。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
文化財保護法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、徳島市、鹿児島県

○文化財の活用の観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・パンフレット作成等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いいため、市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改革が必要に思われる。

○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけではなく、都市整備部、経済部、市民環境部において側面的に歴史・文化に関わる施策を行っている市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。

各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある」ため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。

これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。

また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。

なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。

文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し

提案団体

大分県

制度の所管・関係府省

内閣官房、文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。

大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。

【具体的な支障事例】

湯けむり景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について

・平成24年に大分県別府市の明礬・鉄輪地区が重要文化的景観「別府の湯けむり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。

・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課)

・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した湯けむり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。

・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能となることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施や、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることができる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿児島県

—

各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある」ため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。

これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。

また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。

なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。

文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。